ロ　記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時	［七～九　同上］
［七～九　略］	［七～九　同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月九日）から施行する。

省　令

○経済産業省令第四十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百八条の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十八日

経済産業大臣　萩生田光一

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第四第六号の二中「又はこれと同等以上の経験を有していると経済産業大臣が認めた者」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。